

柵原吉井特別養護老人ホーム組合決裁規程

平成17年3月18日

組合規程第28号

改正 平成19年6月29日組合規程第37号

(趣旨)

第1条 柵原吉井特別養護老人ホーム組合における事務の決裁については、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 管理者または専決者が、その権限に属する事務の処理について意思決定を行うことをいう。
- (2) 専決 この規程に定める範囲において、管理者の権限に属する事務について、この規程に定める者が決裁することをいう。
- (3) 代理決裁 この規程に定める範囲において、管理者または専決者が不在(出張、病気、その他の事故により、その意志を決定することができない状態をいう。以下同じ。)である場合において、この規程に定める者が臨時に変わって決裁することをいう。

(決裁の手続き)

第3条 事務は原則として、順次上席を経て、管理者の決裁を受けると共に関係機関の合議も経ること。

(決裁区分)

第4条 事務決裁の区分を次のとおり定め、各伺いには、その決裁区分に従って、該当する表示をするものとする。

- 甲 管理者が決裁を要するもの。
- 乙 副管理者の専決事項に属するもの。
- 丙 荘長の専決事項に属するもの。

(専決の例外)

第5条 この規程により、専決事項と定めている事項であっても、次の各号に掲げる事項は、すべて上司の決裁を受けなければならない。

- (1) 組合議会に関すること。
- (2) 異例に属すること。
- (3) 疑義のあること。
- (4) 紛議論争又は将来その原因となること。
- (5) 先例となること。
- (6) 合議の必要があるところで意見を異にすること。
- (7) 特に上司から指定された事項に関すること。

(決裁の類推による専決)

第6条 この規程に専決事項として定めていないものであって、決裁すべき者において事案の内容により専決することが適当であると類推できるものは、この規程に準じて処理することができる。ただし、継続的な事務については、あらかじめ上司の承認を受けなければならない。

(代理決裁)

第7条 決裁者が不在であるときは、次の表に掲げる代理決裁者が、それぞれ代理決裁する。

決 裁 者	代 理 決 裁 者	
	第1次	第2次
管 理 者	副 管 理 者	荘 長
副管理者	荘 長	
荘 長	事 務 長	

(代決の表示)

第8条 代決者が代決するときは「代」と明記して押印しなければならない。この場合、後閲を要するものは、「後閲」と明記して、その旨を表示しなければならない。

(代理決裁後の手続)

第9条 代理決裁した事項については、施行後すみやかに後閲を受けなければならない。ただし、軽易な事項については、この限りでない。

(管理者の決裁を要する事項)

第10条 第5条に規定する事項で、管理者の決裁を受けなければならない事項を例示すれば、おおむね次のとおりである。

- (1) 組合の運営に関する基本方針の決定並びにその変更に関すること。
- (2) 組合議会の招集及び提出議案(報告、承認等を含む。)に関すること。
- (3) 組合議会の権限に属する事項の専決処分に関すること。
- (4) 条例案、予算案その他議案の決定に関すること。
- (5) 条例、規則その他重要な諸例規の制定及び改廃に関すること。
- (6) 職員の任免、進退、賞罰及び給与の決定に関すること。
- (7) 報酬及び費用弁償の決定に関すること。
- (8) 県外出張に関すること。
- (9) 重要な事項に関する報告、答申、進達及び副申に関すること。
- (10) 不動産の貸与、無償譲与及び売却に関すること。
- (11) 1件300万円以上の物件の取得、交換及び処分に関すること。
- (12) 重要な契約(300万円以上)及び起工並びに変更に関すること。
- (13) 起債の借り入れ計画、一時運用金及び一時借入金に関すること。
- (14) 1件300万円以上の支出及び1件500万円以上の収入に関すること。
- (15) 公印の新設又は改廃に関すること。
- (16) 前各号に準ずる重要又は異例と認めること。

(副管理者の専決事項)

第11条 副管理者の専決することができる事項は、次のとおりとする。

- (1) 条例による諸給与・諸手当の支出に関すること。
- (2) 前号以外の支出で1件300万円未満の支出及び500万円未満の収入に関すること。
- (3) 契約価格300万円未満の契約の締結に関すること。
- (4) 1件の金額300万円未満の物件の取得、交換及び処分に関すること。
- (5) 予備費の充当及び予算流用に関すること。ただし、同目内事項間での予算流用は除く。
- (6) 定例に属し、かつ重要でない事項の告示及び公示に関すること。

- (7) 臨時的任用の職員の任免及び給与に関する事。
- (8) その他管理者の決裁を要しない重要事項に関する事。

(荘長の専決事項)

第12条 荘長の専決することができる事項は、次のとおりとする。

- (1) 職員の事務分掌に関する事。
  - (2) 県内出張命令及び旅費に関する事。
  - (3) 特殊勤務命令及び支出に関する事。
  - (4) 予算に定めてある国県補助金等の申請に関する事。
  - (5) 軽易な広報宣伝に関する事。
  - (6) 定例に属し、かつ、重要でない事項の指令、通知、申請、届出、照会、回答及び報告に関する事。
  - (7) 定例に属し、かつ、重要でない事項の証明に関する事。
  - (8) 軽易な事件に関する所属職員の復命を受ける事。
  - (9) 軽易な事項に関する届出の受理及び処理に関する事。
  - (10) 各種台帳の調製及び備付に関する事。
  - (11) 事後調定による利用料、使用料、手数料、不用品売払代金の収入に関する事。
  - (12) 組合の所有する自動車及び器具並びに備品の管理に関する事。
  - (13) 備品の借入及び施設の使用に関する事
  - (14) 入所者の入退所の決定に関する事。
  - (15) 入所者の外出、外泊の承認並びに葬祭に関する事。
  - (16) 入所者の生活指導並びに慰安に関する事。
  - (17) 入所者及びその家族に対する重要事項の伝達に関する事。
  - (18) 予算執行調整及び予算の各目の流用に関する事。
  - (19) 職員の超過勤務、休日勤務命令及び勤務変更に関する事。
  - (20) 職員の休暇、欠勤、遅参、早退に関する事。
- 遊 不用物品の処分に関する事。
- 芦 公文書等の受付及び発送に関する事。
- 菅 文書の保存及び廃棄に関する事。
- ・ 臨時的任用職員の勤務に関する事。
  - ・ 財産の記録管理に関する事。
  - ・ 公印の管守に関する事。
  - ・ 組合例規集の編さん、整理、保存に関する事。
  - ・ 組合有物件の災害共済に関する事。
  - ・ 交際費の支出決定及び支出命令に関する事。
  - ・ 前各号のほか軽易と認められる事。

2 前項に定める事項であっても、重要と認め又異例に属するものについては、管理者の決裁を受けなければならない。

附 則(平成17年3月18日組合規程第28号)  
この規程は、平成17年3月22日から施行する。

附 則(平成19年6月29日組合規程第37号)  
この規程は、公布の日から施行する。